



重度障害者等日常生活支援事業

重度の障害により日常的な業務ができない方が
美方広域シルバー人材センターに依頼した際の
費用の一部を助成します。

●助成対象者

町内に住所があり、親族などによる支援が困難かつ世帯全員の町民税が
非課税である次のいずれかに該当する人

- 1 重度障害者のみの世帯
- 2 重度障害者と65歳以上の高齢者のみの世帯

※重度障害者…身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、精神保健福祉手帳(1級)の
いずれかを所持する人

●助成対象業務

障子の張替え/庭の清掃/草取り/玄関付近の除雪/雪囲い

●助成金額

シルバー人材センターを利用した料金の3割に相当する額

●利用方法

1 申請する



利用を希望する人は
事前に役場福祉課ま
たは各地域局へ申請
してください。

2 決定する




福祉課で審査を行い
該当する場合は決定
通知と利用券を交付
します。

3 利用する



利用者はシルバー人材
センターを利用した際
に、利用券を提出する
とともに、要した費用の
7割を支払います。

問い合わせ 役場福祉課社会福祉係

 0796-36-1964(直通)